（公判調書未記録の場合の録音体の再生等）

第五十二条の十九　公判調書が次回の公判期日までにファイルに記録されなかつたときは、裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て若しくは陳述を録音した録音体又は法第百五十七条の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した電磁的記録について、再生する機会を与えなければならない。

［２・３　略］

（公判調書における録音体の引用）

第五十二条の二十　公判廷における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音させた場合において、裁判所が相当と認め、かつ、検察官及び被告人又は弁護人が同意したときは、録音体の内容を公判調書に引用し、ファイルに記録して公判調書の一部とすることができる。

（録音体の内容を記載した書面等の作成）

第五十二条の二十一　裁判所は、次の場合には、裁判所書記官に前条の規定により公判調書の一部とされた録音体の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を速やかに作らせなければならない。

［一～三　略］

（裁判書の作成）

第五十三条　裁判をするときは、書面又は電磁的記録をもつて裁判書を作らなければならない。ただし、決定又は命令を宣告する場合には、裁判書を作らないで、これを調書に記載させ、又は記録させることができる。

（裁判書等の署名押印等）

第五十五条　裁判書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判をした裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　裁判書を書面をもつて作成する場合　署名押印すること。

二　裁判書を電磁的記録をもつて作成する場合　裁判書が裁判をした裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該裁判書の改変を防止するために必要な措置をとること。

2　裁判長が前項の措置をとることができないときは他の裁判官の一人が、他の裁判官が同項の措置をとることができないときは裁判長が、それぞれ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　裁判書を書面をもつて作成する場合　その事由を付記すること。

二　裁判書を電磁的記録をもつて作成する場合　その事由を記録すること。

3　裁判官は、裁判書（令状及びこれに係る請求を却下する裁判書、処分を受ける者に示すこととされている裁判書並びに法第五十四条の三第一項第二号の略式命令の請求及び同項第三号の申立て等に対する裁判書を除く。以下この項及び次項において同じ。）を書面をもつて作成したときは当該裁判書に記載した事項を、裁判書を電磁的記録をもつて作成したときは当該裁判書を、それぞれファイルに記録しなければならない。ただし、当該裁判書に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

（公判調書未整理の場合の録音体の再生等）

第五十二条の十九　公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音した録音体又は法第百五十七条の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体について、再生する機会を与えなければならない。

［２・３　同上］

（公判調書における録音体の引用）

第五十二条の二十　公判廷における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音させた場合において、裁判所が相当と認め、かつ、検察官及び被告人又は弁護人が同意したときは、録音体を公判調書に引用し、訴訟記録に添付して公判調書の一部とすることができる。

（録音体の内容を記載した書面の作成）

第五十二条の二十一　裁判所は、次の場合には、裁判所書記官に前条の規定により公判調書の一部とされた録音体の内容を記載した書面を速やかに作らせなければならない。

［一～三　同上］

（裁判書の作成）

第五十三条　裁判をするときは、裁判書を作らなければならない。但し、決定又は命令を宣告する場合には、裁判書を作らないで、これを調書に記載させることができる。

（裁判書の署名押印）

第五十五条　裁判書には、裁判をした裁判官が、署名押印しなければならない。裁判長が署名押印することができないときは、他の裁判官の一人が、その事由を附記して署名押印し、他の裁判官が署名押印することができないときは、裁判長が、その事由を附記して署名押印しなければならない。

［新設］

［新設］

［新設］